

鳥取県公報

◇ 告 示 目 次
鳥取県地方労働委員会労働者委員の補欠任命について

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

鳥取県地方労働委員会労働者委員一名が辞任したのでその補欠委員の任命を行いたいから、県内の労働組合は委員候補者を左記により推薦されたく労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条の規定により請求する。

昭和二十七年十月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
記

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

一、推薦資格

鳥取県の区域内のみに組織を有する労働組合であつて労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合するもの

二、被推薦資格

労働組合法第十九條第八項の規定の外別段の制限はないが国会法、国家公務員法、地方公務員法等の兼職禁止規定の制限を受ける

三、労働組合の立証手續

この推薦手續に参与する組合は労働組合法第五條第一項の規定による立証の爲推薦書に次の書類を添付すること

- (イ) 資格審査申請書
- (ロ) 組合規約
- (ハ) 労働協約
- (ニ) その他参考となる資料

四、推薦候補者の数

別段制限はないが二名程度

五、推薦方法

別記様式による推薦書を期間内に所轄労働政務所に提

